

# ガス導管事業者の2024年度託送収支の 事後評価について

第73回 料金制度専門会合  
事務局提出資料

2026年2月17日



電力・ガス取引監視等委員会  
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

# 1. 2024年度ガス導管事業者の託送収支の事後評価

- (1) 2024年度ガス導管事業者の託送収支の事後評価
- (2) 本年度の評価の進め方（法令に基づく事後評価）

## 2. 今後のスケジュール

# 1. (1) 2024年度ガス導管事業者の託送収支の事後評価

- 第587回電力・ガス取引監視等委員会（2025年10月28日）にて、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（以下「ガス導管事業者」という。）の2024年度における託送収支の事後評価等に関して、事務局が行った評価を料金制度専門会合において確認いただくこととされた。
- 事後評価の対象となるガス導管事業者（144社）のうち、**昨年9月までに託送収支計算書を公表した137社については、昨年11月14日に開催された第71回料金制度専門会合において、事後評価を実施したところ。**
- 今般は、**昨年10月以降に託送収支計算書が公表された7社**について、事後評価を実施する。

## 1. 趣旨

2026年2月5日に、東北経済産業局長、関東経済産業局長及び近畿経済産業局長から委員会に対して、ガス導管事業者における託送収支の事後評価について意見聴取がなされたことを受け、事務局において実施した事後評価についてご確認いただきたい。

## 2. 進め方

- ①対象：託送供給約款を定めているガス導管事業者及び託送供給に係る料金その他の供給条件を届け出ているガス導管事業者（144社）のうち、第71回の本会合の評価対象とならなかった、昨年10月以降に託送収支計算書が公表された事業者（7社）
- ②評価内容：料金制度専門会合において、主に以下の項目について分析・評価  
法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）

### 3. 対象事業者

- 全国のガス導管事業者（216社※1）のうち、託送供給約款を定めている者及び託送供給に係る料金その他の供給条件を届け出ている者（144社）について、2024年度における託送収支を評価する。
- 今般の会合においては、**昨年10月以降に託送収支計算書を公表した7社について評価を行う。**

	一般ガス導管事業者（189社※1）	特定ガス導管事業者（29社※1）
前回の事後評価の対象（137社）	2025年9月末までに託送収支を公表した事業者	
	託送供給約款制定（113）	託送供給約款制定（22）
	承認事業者であるが供給条件を届出（0）※3	承認事業者であるが供給条件を届出（2）※3
今回の事後評価の対象（7社）	2025年10月以降に託送収支を公表した事業者	
	託送供給約款制定（6）	託送供給約款制定（1）
	承認事業者であるが供給条件を届出（0）※3	承認事業者であるが供給条件を届出（0）※3
	上記以外（70）※2	上記以外（4）※2

※1 一般ガス導管事業と特定ガス導管事業両方のライセンスを所有している事業者が2社（東京ガスネットワーク㈱、北海道瓦斯㈱）あるため、合計が合わない。

※2 前年度末のガスメーター取付数又は契約件数が少なく他社と導管が繋がっていない一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者は、他社から託送供給の申し込みを受ける可能性が低いと考えられることから、経済産業大臣の承認を受けて託送供給約款を策定していない。

※3 上記により、託送供給約款の制定不要承認を受けても供給条件を届け出ている事業者は本評価の対象。

※ 全てのガス導管事業者は、託送供給義務を負う。

# 1. (2) 本年度の評価の進め方（法令に基づく事後評価）

本年度の事後評価は、昨年度までと同様、ガス事業法等処分審査基準に基づき、以下の進め方で実施した。

- ① **各社の超過利潤累積額**について、一定水準額と比較し、変更命令（値下げ命令）の発動基準となる「**一定水準額**」を超えている事業者を抽出。（ストック管理）
- ② **各社が想定単価と実績単価から算出した乖離率**について、変更命令（値下げ命令）の発動基準となる「**マイナス5%**」を超えている事業者を抽出。（フロー管理）
- ③ **上記①、②に該当する事業者**について、**期日までに料金の値下げ届出を実施する予定であるか**を聴取。  
なお、②において変更命令の発動基準を超過した事業者から、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について説明があった場合には、その理由が合理的か否かを確認。

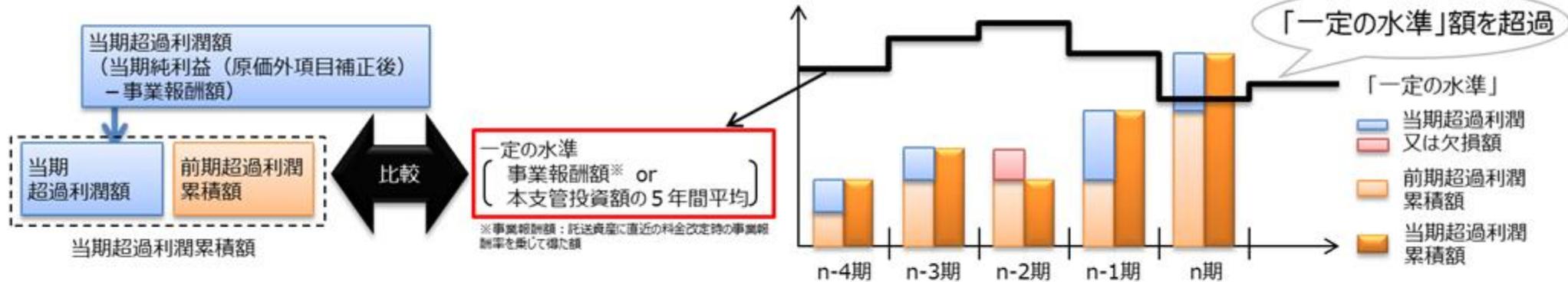
⇒これらの結果については、**次回以降の電力・ガス取引監視等委員会に報告し、経済産業大臣及び経済産業局長等からの意見の求めに対する本委員会の意見を回答**する予定。

（参考：2025年10月28日 第587回電力・ガス取引監視等委員会 資料3）

各事業者の公表された託送収支について、ストック管理及びフロー管理の確認を行い、変更命令の対象となる事業者には、今後の料金改定の実施予定を聴取する。また、フロー管理において、乖離率が一定の比率を超えた事業者から、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について説明があった場合には、その理由が合理的かどうかを精査する。

# 【参考】ガス導管事業に係るストック管理とフロー管理

## <ストック管理方式>



当期超過利潤積額が、「一定の水準」額を超過した場合、  
経済産業大臣が託送供給約款の変更命令を発動

託送供給料金の改定

n年度の当期超過利潤積額が一定の水準額を超過した場合は、n + 2年度の開始日までに値下げ届出が行われなければ変更命令を発動。  
ただし、直近の料金改定から3年を経過していない場合は、当該3年を経過する日までに値下げ届出が行われていなければ変更命令を発動 (n + 1年度にも一定水準を超過した場合を除く)。

## <フロー管理方式>

【STEP 1】

乖離率の  
確認

想定単価と実績単価を比較した乖離率を確認し、これが一定の比率を超えている場合にはSTEP 2へ

【STEP 2】

説明  
事業者による

現行の託送料金の水準維持の妥当性に関して事業者に対して説明を求め、合理性が認められないと国が判断した場合にはSTEP 3へ

【STEP 3】

値下げ  
料金の  
託送  
料金の  
要請

一定の乖離率 (マイナス5%) を超えた事業年度の翌々事業年度の開始日までに自主的な値下げ届出がなされない場合には、変更命令を発動 (※)

変更命令の  
発動

(※) 原価算定期間等 (原則3年) が終了していない事業者は、乖離率計算書を作成しない。

# ①ガス導管事業者7社の超過利潤の状況<ストック管理基準結果概要>

- 各社の超過利潤累積額について、一定水準額と比較した結果、超過利潤累積額が変更命令の発動基準となる「一定水準額」を超過した社はいなかった。

超過利潤累積額 (2024年度末)	一般ガス導管事業者 (8件)	特定ガス導管事業者 (1件)	合計
一定水準額超過	0	0	0
一定水準額の2/3~3/3	1	0	1
一定水準額の1/3~2/3	1	0	1
0~一定水準額の1/3	1	0	1
0以下	5	1	6

※ 各社公表資料（2026年2月5日時点）より作成。また、当該分析結果はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※ 複数の地域毎の託送供給約款料金を定めているガス導管事業者にあつては、当該複数地域をそれぞれ1件とカウントするため、事後評価の対象事業者数と表中の対象者数の合計は一致しない。

## ②ガス導管事業者7社の乖離率の状況 <フロー管理結果概要>

- 各社の想定単価と実績単価から算出した乖離率について確認した結果、鈴与商事(株)の乖離率が、変更命令の発動基準となる「マイナス5%」を超過。

乖離率 (2024年度末)	一般ガス導管事業者 (5件)	特定ガス導管事業者 (1件)	合計
−5%を超過	0	1 鈴与商事(株)	1
−5% ~ −2.5%	0	0	0
−2.5% ~ 0%	0	0	0
0%より大きい	5	0	5

※ 各社公表資料（2026年2月5日時点）より作成。また、当該分析結果はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※ 以下の理由により、事後評価の対象事業者数と表中の事業者数の合計は一致しない。

- 複数の地域毎の託送供給約款料金を定めているガス導管事業者にあつては、当該複数地域をそれぞれ1件とカウントする。
- 原価算定期間中の事業者にあつては、ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 5. に基づき乖離率計算書を作成しないため、評価の対象外につき、カウントしない。

### ③ 超過事業者の料金値下げ意向

- **想定単価と実績単価から算出した乖離率がマイナス5%を超過した鈴与商事(株)については、翌事業年度の開始の日までに料金の値下げ届出が行われない場合、原則として、所管の経済産業局長※1の変更命令の対象となる。**
- ただし、フロー管理基準超過の場合は、事業者から現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について説明がなされ、本会合において合理的だと判断される場合には、料金の値下げ届出を行わなくてよいこととされている。
- 鈴与商事(株)に対し、期日※2までに料金の値下げ届出を提出する予定であるか、あるいは、合理的な説明を行うかを確認したところ、**翌事業年度の開始の日である2026年9月1日までに値下げ届出を提出する予定である旨を確認した。**

※1 経済産業大臣は、ガス事業法の規定による権限の一部を経済産業局長に委任している。(ガス事業法第189条第4項)

※2 原価算定期間終了後に公表された乖離率計算書において、乖離率が-5%を超過している場合、当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに料金の値下げ届出が行われなければ、原則変更命令が発動される。

▶ 翌事業年度の開始の日：鈴与商事(株)⇒2026年9月1日

# (参考) ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

## <一般ガス導管事業者関係>

### 第二 処分の基準

#### (23) 法第50条第1項の託送供給約款の変更の認可の申請命令

法第50条第1項の託送供給約款の変更の認可の申請命令については、同項に処分の基準が規定されており、例えば、以下の場合とする。

- ① ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した超過利潤累積額管理表において当期超過利潤累積額が一定水準を超過している場合。ただし、次のいずれかに掲げる場合には、原則として該当しないものとする。
  - イ 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の開始の日から翌事業年度の開始の日までに、法第48条第2項において準用する同条第1項又は同上第6項の規定に基づき託送供給約款料金の改定（以下この(23)において「料金改定」という。）の認可申請又は届出がなされている場合。
  - ロ 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度（以下このロにおいて「基準年度」という。）の翌事業年度の開始の日時点において、基準年度の開始の日より前に実施した料金改定の日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金改定の認可申請又は届出がなされている場合（ただし、当該料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、一定水準を超過している場合は、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、料金改定の認可申請又は届出がなされている場合。）  
(略)
- ② ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において乖離率が一定の比率（マイナス5パーセント）を超過している場合。ただし、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性に関して一般ガス導管事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、託送供給約款料金算定規則に基づいて料金改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。  
(略)

## <特定ガス導管事業者関連>

### 第二 処分の基準

#### (39) 法第76条第4項の託送供給約款の変更命令

法第76条第4項の託送供給約款の変更命令については、同項各号に処分の基準が規定されており、例えば、以下のとおりとする。

- ① ~ ④ (略)
- ⑤ 同項第5号関係  
「公表の利益の増進に支障がないこと」の判断に当たっては、次に掲げる基準の観点から判断するものとする。
  - イ ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した超過利潤累積額管理表において当該超過利潤累積額が一定水準を超過しているかの観点から判断するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、原則として公表の利益の増進に支障がないものとする。
    - (i) 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の開始の日から翌事業年度の開始の日までに、法第76条第2項において準用する同条第1項の規定に基づき託送供給約款料金の改定（以下この(39)において「料金改定」という。）の届出がなされている場合。
    - (ii) 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度（以下この(ii)において「基準年度」という。）の翌事業年度の開始の日時点において、基準年度の開始の日より前に実施した料金改定の日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金改定の届出がなされている場合（ただし、当該料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、一定水準を超過している場合は、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、料金改定の認可申請又は届出がなされている場合。）  
(略)
  - ロ ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において乖離率が一定の比率（マイナス5パーセント）を超過している場合。ただし、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性に関して特定ガス導管事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、ガス託送供給約款料金算定規則に基づいて料金改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。  
(略)

# (1. (1)、(2)のまとめ)

## 法令に基づく事後評価の結果報告について

- 前頁までの結果を踏まえ、本会合としては、以下の内容でとりまとめ、電力・ガス取引監視等委員会へ報告することとしてよいか。

- 超過利潤累積額が変更命令の発動基準となる一定水準額を超過していた社はいなかった。
- 鈴与商事(株)については、想定単価と実績単価から算出した乖離率が変更命令の発動基準となるマイナス5%を超過していた。同社については、期日（翌事業年度の開始の日）までに託送供給約款の料金の値下げ届出が行われない場合、原則として、所管の経済産業局長の変更命令の対象となる。

## 1. 2024年度ガス導管事業者の託送収支の事後評価

- (1) 2024年度ガス導管事業者の託送収支の事後評価
- (2) 本年度の評価の進め方（法令に基づく事後評価）

## 2. 今後のスケジュール

## 2. 今後のスケジュール

- 本日の事後評価結果について、3月上旬の電力・ガス取引監視等委員会に報告する。
- また、**2026年5月を目途に、2024年度のガス導管事業者の託送収支の事後評価の結果**をとりまとめる。

時期	内容
2025年 11/14	・2024年度ガス導管事業者の託送収支の事後評価【第71回料金制度専門会合】 (昨年9月末までに昨年度の託送収支計算書を公表した事業者)
2025年 11/26	・経済産業大臣及び各経済産業局長等への意見回答① 【第590回電力・ガス取引監視等委員会】
2026年 2/17【本日】	・2024年度ガス導管事業者の託送収支の事後評価【料金制度専門会合】 (昨年10月以降に昨年度の託送収支計算書を公表した事業者等)
2026年 3月上旬	・各経済産業局長への意見回答② 【電力・ガス取引監視等委員会】
2026年 5月目途	・料金の値下げ届出内容の確認【料金制度専門会合】 ・2024年度の事後評価とりまとめ結果報告 【料金制度専門会合／電力・ガス取引監視等委員会】